

一般社団法人日本小形風力発電協会

コンプライアンス管理規程

コンプライアンス管理規程

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規程は、当協会のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢（以下「コンプライアンス態勢」という。）を確立し、もって当協会の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2. この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。
3. この規程において「役職員等」とは、役員、職員および派遣社員、契約職員等をいう。

第3条 (役職員等の責務)

役職員等は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2. 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

第2章 基本方針

第4条 (基本方針等)

理事会は、当協会のコンプライアンス態勢を確立するため、コンプライアンスの基本方針（以下「基本方針」という。）及びその他の重要事項を決定する。

第5条 (コンプライアンス責任者)

理事会は、コンプライアンスを推進し役職員等の適切な職務執行が図られるよう、役職員等のうち一人をコンプライアンス責任者（以下「責任者」という。）として指名する。

第6条 (モニタリング)

理事会は、コンプライアンスを徹底する観点から、コンプライアンスの状況について継続的なモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

2. 責任者は、コンプライアンスに関する状況の把握、職員の研修、法令情報の収集・提供、違反行為の通報・相談への適切な対応等を行い、随時、理事会に報告しなければならない。

第3章 コンプライアンスの推進

第7条 (法令等の遵守)

役職員等は、業務活動の執行等に当たり、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2. 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告等の業務活動等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等で得たデータ等の記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為等を行ってはならない。

第8条 (職場環境の整備)

役職員等は、業務活動等の実施に当たり責任ある行動と不正行為の防止を図るためには公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、職場環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。

第9条 (利益相反)

役職員等は、業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、適切に対応しなければならない。

第10条 (コンプライアンス違反行為の処理)

理事は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる等適切に対処しなければならない。

2. 理事は、前項の調査によりコンプライアンス違反行為となる事実が認められたときは、速やかに当該事実を責任者および理事長に報告しなければならない。
3. 責任者は、コンプライアンス違反に関連する情報の分析等により、再発防止又は未然防止のための措置を速やかに講じ、その内容を理事会に報告しなければならない。

第11条 (コンプライアンス指導指針)

理事会は、役職員等が遵守すべき法令等の解説、モニタリングの方法、違法行為を発見した場合の対処方針を網羅し、平易かつ適切に規定するコンプライアンス指導指針を策定し、役職員等に周知させなければならない。

第12条 (記録等の管理)

理事会は、コンプライアンスに関する記録又は文書の種類、作成の要否、保管場所、保管期間、アクセス方法、アクセス権限、廃止方法等の管理基準を必要に応じて定める。

2. 責任者及び理事は、前項の管理基準に基づき、コンプライアンスに関する記録又は文書を管理しなければならない。

第13条 (通報等)

当協会は、役職員及び退職者並びに取引事業者の従業員に対し、職場や業務で重要な法令等違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自立的な解決が難しいときは、通報又は相談するよう周知徹底するとともに、その通報又は相談行為に対して不利益を課さないことを保証しなければならない。

第4章 規程の見直し

第14条 (規程の見直し)

本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

第15条 (施行期日)

この規程は、平成27年8月27日から施行する。